

平成28年1月から

平成28年1月 玄海町役場

マイナンバーを記入いただく際には、なりすまし等を防ぐため、「マイナンバーの確認」と「本人確認」の両方が必要になります。

## 「マイナンバーの確認」

1. 写真入りのマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちなら、両方の確認ができます。



確認OK

2. マイナンバー通知カード



※通知カードは、番号を確認するためのもので本人確認書類としては使えません！

確認OK

3. マイナンバーが記載された以下の書類のいずれか1つ

- 住民票の写し(広域交付住民票含む)  
住民票記載事項証明書

確認OK

ない場合

## 「本人確認」(身元確認)



0123456789番000 1234

確認OK

2. 顔写真により確認できる書類(1つでOK)

- 運転免許証 旅券(パスポート)  
運転経歴証明書 住基カード(写真付き)  
身体障害者手帳 療育手帳  
精神障害者保健福祉手帳  
在留カード 特別永住者証明書

確認OK

ない場合

3. 以下の書類2つ以上

- 公的医療保険の被保険者証  
年金手帳 住基カード(写真なし)  
児童扶養手当証書  
特別児童扶養手当証書 官公署又は個人番号利用事務実施者から発行(発給)された書類、その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(写真なし:氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)

確認OK

ない場合

「マイナンバーの確認」と「本人確認」の両方が必要です。  
いずれか一方の確認のみの場合は認められません。

※このほか、本人以外の代理人による申請の場合は、代理権の確認(委任状)と、代理人の本人確認等も必要になります。